

令和3年度事務事業評価（令和2年度実施事業）結果概要一覧表

1. 行政評価・外部評価の目的

四街道市では、平成19年から行政評価を行っています。この行政評価の目的は各担当課が行った事務事業について、目標に見合った成果が上げられたか、効率的に実施されたかなどを検証することにより、事務事業の改善・見直しにつなげることにあります。

外部評価は、本市における事務事業の適正な執行及び改善等に関して、行政評価をより実効性のある制度として活用するために実施するものです。また、行政評価に外部の視点を加えることで、評価の客観性及び信頼性を確保するとともに、市民の意見を行政運営に反映させることを目的とします。

2. シート項目の内容説明

[目的]

当該事業を通じて何を実現しようとしているのか、事業の対象（例：市民）をどのような状態にしたいのかを記載しています。

[事業概要]

事業の対象（例：市民）に対して、どのような活動を行うのかを記載しています。

[令和元年度の事業成果]

当該事業を行ったことにより、どのような成果が得られたのかを記載しています。

[事業の評価]

《項目》

妥当性：法令上の位置付け（法令上の定めはあるか）、公共関与の必要性（市が関与すべき事業か）、目的の妥当性（事業の目的に問題はないか）、総合計画との整合性（施策目標を達成するために必要な事業か）等の観点から事業の必要性を評価しています。

有効性：成果の生産性（目標とする成果が得られているか）、事業内容の適正性（事業の目的と成果が一致しているか）、総合計画推進への貢献度（施策目標の達成に寄与しているか）等の観点から事業の内容を評価しています。

効率性：手段の最適性（事業の実施手段は最適か）、財源確保の適正性（補助金等の活用や受益者負担の導入が図られているか）、コスト縮減余地の有無（更なる事業の効率化は可能か）等の観点から事業の実施方法を評価しています。

《判定》

A：現状において対応すべき課題・問題がない又は改善の余地がない。

B：現状において対応すべき課題・問題があり改善の余地がある。

C：現状において対応すべき深刻な課題・問題があり抜本的な見直しが必要である。

[令和3年度の事業の方向性]

《 判 定 》

現行どおり : 前年度と同じ事業内容・実施方法等により事業を実施する。

一部改善 : 事業内容の拡大・縮小、実施方法の変更等、事業を改善（検討も含む）する。

休 止 : 事業を一時的に休止する。

廃 止 : 市政を取り巻く状況やニーズの変化等により事業を廃止する。

完 了 : 最終目的が達成されたことにより事業を終了する。

[令和3年度の事業の展開方針]

判定した事業の方向性に関して、事業の展開方針（事業の進め方や改善内容等）を記載しています。